

# お客さまにご提案する保険商品について 「推奨販売方針」

総合保険代理店 株式会社ロジックサポート  
〒814-0133 福岡県福岡市城南区七隈 3 丁目 5-1  
TEL:092-801-6419 FAX:092-801-6420  
<https://www.6419.info/>  
策定日：2023 年 2 月 1 日



## 1. 保険代理店契約の販売商品及び権限明示

当社では複数の保険会社と保険代理店委託契約を締結しており、取り扱い可能な範囲でお客さまの意向に沿った保険商品をご提案いたします。(ただし、ご要望いただいても契約内容によってご提案できない保険商品もございます。)

### (1) 【損害保険会社／傷害保険・賠償保険・自動車保険・火災保険等】

当社は以下の損害保険会社と委託契約を締結しております。(順不同)

また当社の損害保険募集人は、お客さまと引受保険会社の代理人として保険契約締結の「代理権及び「告知受領権」を有しているため、お客さまによる申込を当社が承諾したときに引受保険会社との間で保険契約が有効に成立いたします。なお、損害保険の種類によっては、引受保険会社の保険契約締結の「媒介」のみを行うものもあります。その際の保険契約締結の「代理権」及び「告知受領権」はありません。

■ A I G 損害保険株式会社	■ 東京海上日動火災保険株式会社
■ 三井住友海上火災保険株式会社	

### (2) 【生命保険会社／死亡保険・医療保険・がん保険・介護、就業不能保険・貯蓄性商品等】

当社は複数の生命保険会社と委託契約を締結しております。(順不同)

また当社の生命保険募集人は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の「媒介」を行うもので、「告知受領権」や保険契約締結の「代理権」はありません。

よって、お客さまによる申込を引受保険会社が承諾したときにはじめて保険契約は有効に成立いたします。また告知受領権は生命保険会社及び引受保険会社が指定した医師が有しているため、当社の生命保険募集人に口頭でお話をされても告知をいただいたことになりませんので十分にご注意ください。

■ 大同生命保険株式会社	■ オリックス生命保険株式会社
■ 東京海上日動あんしん生命保険株式会社	■ エヌエヌ生命保険株式会社
■ 日本生命保険相互会社	

## 2. 保険募集人の権限と個人情報（顧客情報）の利用目的

当社はお客さまの個人情報（顧客情報）について、お客さまに事前に同意をいただいたうえで、損害保険・生命保険及びこれらに付随・関連するサービスの提供等の業務に必要な範囲で利用し、その他の目的で利用することはありません。詳しくは別紙「個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）」又は当社のホームページをご参照ください。

## 3. お客さまの誤認防止

当社では当社が「保険会社とお客さまとの間で中立である」とお客さまに誤認されないよう「公平・中立」との表示・説明を行いません。

## 4. 保険商品の販売方針

### 【損害保険】

当社は1.（1）に記載のとおり、取扱い可能な範囲でお客さまに新規の損害保険商品をご提案するにあたり、お客さまが損害保険会社、損害保険商品のご指名又は特段のお申し出がない限り、お客さまの意向に沿ったうえで、次の推奨損害保険会社をご提案いたします。なお、推奨損害保険会社は保険募集人毎に異なります。

### <保険募集人毎の推奨損害保険会社>

保険募集人氏名	損害保険会社
■池田拓郎 ■大瀬康二 ■福田誠	AIG 損害保険株式会社
■上野由布 ■本村哲平	東京海上日動火災保険株式会社
■船越哲也	三井住友海上火災保険株式会社

### <推奨理由>

当該保険募集人が、当社が定めた推奨保険会社の中で、保険商品知識・販売実績・アフターフォロー等の観点から、特に業務に精通していると当社が認めた保険会社について、当該保険募集人別の推奨保険会社としています。

### 【生命保険】

当社は1.（2）に記載のとおり、取扱い可能な範囲でお客さまに新規の生命保険商品をご提案するにあたり、お客さまが生命保険会社や生命保険商品のご指名や特段のお申し出がない限り、保険種類別に以下のa. b. の観点を総合的に勘案して、取扱生命保険会社の中から予め選定した生命保険商品をお客さまに推奨させて頂いております。

推奨生命保険会社については、経営方針として1年に1回見直しを行っております。

- 長期にわたる取引実績とお客さまへのサービス体制
- 過去1年間の販売実績・保険商品の特性・保険料水準
- 当社の当該保険会社の事務精進度

### <推奨生命保険会社及び理由>

現時点の当社の推奨保険会社は、別紙「当社の推奨保険会社・商品一覧」のとおりです。

## 5. 例外的対応

当社は以下に該当する場合に限り、例外的対応を行います。

### (1) 【損害保険分野での更改契約に該当される場合】

満期更改時のご提案にあたっては、「原則引き続き既契約と同一の保険商品」をご案内いたします。ただし既契約の保険商品の販売停止や、お客さまに不利益となる保険商品改定等により明らかに他の取扱保険会社の同一保険商品に対する劣後性が認められる場合、また他の取扱保険会社による同一保険商品の発売や保険商品の改定等により明らかな優位性が認められた場合等は、お客さまから改めてそのご意向をお伺いし、ご意向に沿った保険商品の提案に努めます。

### (2) 【お客さまが推奨保険会社以外の保険商品のご提案を希望される場合】

当社が取扱う保険会社の保険商品の中から、お客さまの意向に沿った比較可能な保険商品（お客さまの意向に基づき、保険の種別や補償（保障）内容などの保険商品の特性等により、保険商品の絞り込みを行った場合には、当該絞り込み後の保険商品）の概要（各保険商品案内パンフレットにおける保険商品概要ページや、保険会社所定の概要明示資料）を明示し、お客さまの求めに応じて保険商品内容をご説明いたします。そして、特定の保険商品を提示・推奨する際には、当該提示・推奨理由を分かり易くご説明いたします。

### (3) 【お客さまが特定の保険会社の保険商品を指名してご提案を希望される場合】

お客さまの意向を最優先して、当該保険会社の保険商品の概要をご説明いたします。なお、お客さまが特定の保険会社の保険商品を指名して提案を希望される場合であっても、意向把握を省略することなく、お客さまが何故、当該保険商品を希望されるのか、当該保険商品の内容や特性を理解されているのか等についてご確認をさせていただきます。

### (4) 【お客さまへの不利益・有益判断等によるご提案の場合】

保険募集人がお客さまの環境、条件等から保険商品特性や保険会社の引受規定・医学的審査基準が原因でお客さまの不利益に繋がると判断した場合、またお客さまの安心な生活や企業経営のために有益であると判断した場合など推奨保険会社に合致しない場合は推奨保険会社に関わらず、例外的に取扱保険会社の範囲内で可能性のある保険会社の保険商品を推奨商品としてご説明させていただく場合があります。ご説明の際には当該保険会社の保険商品と選定理由をご説明いたします。

### (5) 【新商品（各分野共通）のご提案を希望される場合】

お客さまへの情報提供義務の観点から、発売から1年以内の新商品については、当社の推奨保険会社の推奨保険商品以外であっても、明らかな優位性が認められた場合に限り、お客さまの意向に合わせて保険商品をご提案いたします。

### (6) 【履行保証保険のご提案を希望される場合】

履行保証保険の取扱については、お客さまに迅速に履行保証保険証券をお届けする必要性に鑑み、与信枠設定済みの損害保険会社の保険商品をご提案いたします。

### (7) 【他保険代理店との分担契約の場合】

分担契約を絡めた専用の保険商品がある場合は、分担契約設定済みの損害保険会社の保険商品をご提案いたします。

## 6. インターネット完結商品（Web 媒体）

インターネット完結商品の web 媒体への掲載は、保険商品やプランが限定されており、保険商品の特性や保険料水準等、またお客さまの動向、市場環境等を踏まえ、特に推奨保険会社・商品は設けず、当社の判断により、それぞれの保険商品を掲載するようにしています。